



1. 千葉県知事の許可取消処分事例

はじめに:

千葉県知事による最近の産廃処理業許可に関する行政処分事例を紹介します。

・産廃処理施設(15条施設)にて、一般廃棄物を処理したために許可取消し処分をうけたケース。

具体例の紹介

①行政処分を受けた業者名 : 株式会社(株)白井(しろい)リサイクルセンター

②住所その他 : 千葉県白井市名内字向山314

(なお、東京都許可業者である(株)白井エコセンターとは無関係の業者)

③行政処分の内容 : 産廃処分業の許可、並びに産廃処理施設設置許可も取消し

④行政処分の理由 : 「一般廃棄物処分業の許可を有しないにもかかわらず一般廃棄物を受け入れ、一般廃棄物処理施設の許可を受けていない破碎処理施設で処分を行ったため」。



2. 許可取消となった廃棄物処理法の背景

・背景:

廃棄物処理法では、一般廃棄物と産業廃棄物は、明確に区分され、それぞれ規制指導されている。

法違反を犯すと、事業停止又は許可取消しとなる。

・区分内容:

一廃と産廃では、排出者、処理責任、収集運搬業者、処分業者、処分施設等が、それぞれ異なる。許可制度も基本は別立て。

一般家庭から排出された廃棄物は、一般廃棄物(家庭廃棄物)とされ、処理責任は基礎的自治体たる区市町村に帰属する。

・問題点:

一廃と産廃の区分は、制度上は区別されるが、実態上は曖昧さあり。法施行時からその不明確が危惧され、指摘されてきた。



テーマ: 「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

3. 廃棄物処理法に即した適切な処理

家庭廃棄物は、各自治体に処理責任があり、区市町村は発生した家庭廃棄物を適正に処理する責務がある。しかし、通常収集では排出場所、排出の時期、排出量等により対応困難な実態が多々発生する。

- ⇒①自治体が処理業者に残置物の処理を業務委託する。(本来の姿)
- ②処理業者が緊急対応時に自治体黙認で回収。(承認ではない)
- ③自治体が処理可能な処理業者を非公式に紹介。(免罪されない)
- ④行政が遺品整理業の必要性を認知し地元の整理業者など紹介。



テーマ: 「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～

4. 問題解決を延ばしている原因

- ①社会的必要性に迫られ業者が闇の裏事業として実施。
・遺品整理、便利屋、処理業者など（高額費用請求あり）
- ②行政は見て見ぬ振りをする。問題の指摘のみ、高みの見物
・本質は責任逃れの体質有り（救済制度が無く対応困難）
- ③廃棄物処理法が現実の実態を解決できない曖昧さがある。
・遺品整理に限定されない。従来より法改正が行事化。
- ④遺品整理物は闇から闇へと事実上処分されている。
・結果として身近な社会問題化されるに至っていない。
- ⑤現状の規制の無い中で、かなり処理費用のボッタクリが横行している。
目前のゴミが片付く事で納得、被害者は泣き寝入りか。
- ⑥廃棄物処理法による守備範囲を超えている。適当な法律が無い

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



5. 現状の制度上の問題点

- ①遺品整理業務が制度化されず、法的な根拠が構築されていないために、今後、社会問題化すれば、行政上の責任は回避できない。
- ②廃棄物処理法の違反行為でありながら、行政の暗黙の了解により事実上処理が為されていることは、行政の重大な不作為がある。
- ③処理業者側では、許可取消しのリスクを負いながら業務を受託せざるを得ない事情もある。（営業上、地元の付き合い、役所の依頼）
- ④制度上の不備を行政の取締りと指導の対応では根本の解決はない。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



6. 問題解決の前提の確認

- ①平成27年度は、5年毎の廃掃法の改正の時期にあたる。
- ②環境省は都道府県、全国産業廃棄物連合会、各種団体に法改正の必要事項、意見の公募、ヒアリング等をしている。
- ③従来より、少数意見だが、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の解消とか、一般廃棄物許可と産業廃棄物許可を直ちに一本化との空論もある。行政と許可業者の立場も考慮必要。
- ④一廃と産廃の二本柱は廃棄物処理法の根底部分である。
- ⑤現状は、一廃と産廃の区分を解消するのは、【法的安定性】、【行政の継続性】の原則から非現実的な考え方である。

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



7. 解決の方策

- ①一般家庭の遺品整理による廃棄物、建物解体の残置物、居住者の引越しの残置廃棄物処理の法律改正には相当の年数を要することが確実。
- ②将来の廃棄物処理法改正まで指を咥えて待つわけには行かない。
- ③現時点の日本では「団塊世代」が高齢者層に突入した時期にある。
- ④葬祭事業は今後は成長産業とされる。遺品整理の必要性も急増する。
- ⑤法改正の時期までの経過的な「つなぎ」として、過去の事例を参考に【ガイドラインの策定】とその運用を問題提起する。
- ⑥行政対応出来ない事業は民間事業に委ねる「規制緩和」の考え方が必要

テーマ:「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



8. 家庭の遺品整理、残置物等の適正処理 ガイドライン（策定内容）

1. 策定趣旨

① 現行の廃棄物処理法の運用では収集、回収、処分に問題が発生している家庭の遺品整理物又は残置物の適正処理を図るため。

② 一定の要件を満たすことを条件として例外的処理の運用を容認する。

2. 処理責任の確認

① 遺品整理物は家庭廃棄物であり、区市町村に処理責任がある。

② 遺品整理業を自治体自ら対応困難な場合の受皿事業として容認する。

③ 区市町村は、遺品整理物を当該自治体の一般廃棄物処理計画に定めると共に、その遺品整理の受け皿事業の円滑な運用を図る。

④ 申請書（下記の案）の受理確認し、行政区域内に周知を図る。

3. 原則：遺品整理前は廃棄物ではなく、整理後の不要物が廃棄物となる。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



9. 家庭の遺品整理、残置物等の適正処理 ガイドライン（策定内容）

① 区市町村の役割

・物の所有者、占有者、管理者、相続人が提出する申請書の内容を確認の上、関係法令に基づく遺品整理、処分を指示する。

② 廃棄物排出者（所有者、占有者、管理者、相続人）の義務

・遺品整理の準備＝作業場所確保、作業の体制、外部委託者の選定

③ 遺品整理に関する申請を排出場所管轄する区市町村に提出し、内容確認と品目の分別及び処理方法等の指示を受ける。

④ 廃棄物排出者（所有者、占有者、管理者、相続人）は、区市町村に提出した申請書の受理後にその内容を委任状にして処理業者に交付。

⑤ 廃棄物の処理は、現行法令の基準（委託契約、マニ伝票）を遵守する。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



10. 家庭の遺品整理（残置物）

ガイドライン（案）

- ③委任状（申請書を兼ねる同一文書）の記載項目は、
- ・本来の所有者・占有者・管理社名、及び、住所、連絡先など
 - ・行政収集に委ねられない理由、事情を明記
 - ・処理先処分施設名（産廃処理施設など）、当該住所
 - ・数量、又は容量、重量など、及び運搬回数など。
- ④遺品整理業者又は処理業者の責務
- ・廃棄物処理のための委託契約書の作成。（産廃処理に準ずる）
 - ・廃棄物処理の受託処理業者は、委託契約書と委任状を携帯
 - ・位牌、遺骨、仏壇等の廃棄物にはなじまない物は別途処理に心掛ける。
 - ・有価証券、証書、通帳他有価性のある物品は依頼主に引き渡す。

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



11. 今後の課題

- ・上記のガイドラインは、遺品整理にかかる法令の整備がされるまでの間の経過措置とし、暫定的な扱いとする。
- ・将来的は、遺品整理業という専門事業を認知した許可制度を導入し、この許可業者による遺品整理事業を制度化する。
- ・この許可業者による遺品整理を事業活動として認め、当該物は、いわゆる事業活動により発生した産業廃棄物と位置づける。
- ・同種の問題を抱える賃貸住宅の残置廃棄物、建物の解体に伴う残置物、引越し廃棄物にも、当ガイドラインの運用を認めること。
- ・このガイドラインにより民間が正規に遺品整理業参入可能となる。
- ・高齢化社会における廃棄物問題の解決を切望する。（明日が身）

テーマ：「遺品整理と廃棄物処理法の隙間を埋めるために」～ガイドラインの策定を求めて～



自室で亡くなった人の身の回りを片付け、大切な物を捜し出す遺品整理の業者が増えている。「孤立死」に周囲が気付くまで長い時間がかかり、遺族らだけでは手に負えないケースが増えているためだ。長年携わってきた業者は、家族関係、地域のつながりの薄れを感じる。

(福田真悟)



●孤立死した男性の部屋を片付ける遺品整理業者。●使ったままの黒い上着が残されていた。●いずれも東京都練馬区で

孤立死 せつなく

遺品整理の現場 薄れる絆実感

■死後、数カ月経過も

五月上旬、買い物帰りの主婦らが通りを行き交う東京都練馬区の住宅街。その一角にあるアパート二階の一室で、一人暮らしの四十代男性が数日前、死亡しているのが見つかった。

室内は異臭がただよび、遺体が見つかった布団は焦げたように黒ずんでいた。「死後、数カ月はたっているでしょうね」。大家から片付けを依頼された業者「遺品整理クリンサービス」(板橋区)の増田裕次さん(仮名)がしゃべった。

1DKの部屋は生前のまま、洋服や書類が雑然と散らばっていた。仏壇の位牌や通帳といった貴重品をより分け、「ゴミを次々とビニール袋に放り込む。故人の手柄が傷ばれる物が出てくることも。切手が貼られていない手紙が見つかった。「丁寧な字。きちょうめんな性格だったのかも」

片付けが進むと、台所や風呂にこびりついた汚れを削り取り、汚れた畳を床からはがす。三時間ほどで作業は終わった。遺品は、親族に引き渡す。「こんなものがあつたんだ」と

感ぜられることもある一方、半分くらいは受け取りを拒否される。親族と関係を絶っている人もいるからだ。今回も、そうだった。

■最後の呼び気付いて

七年ほど前から遺品整理を専門に扱うようになった増田さん。依頼の多い夏などは「ほぼ毎日、仕事がある」。福島、新潟県まで出向くこともある。作業が終わると、玄関先で線香を上げ、手を合わせる。行き場のない遺品は、山形県の寺へと送る。誰にもみとられなかった魂を弔う、せめてもの供養だ。

■現状がある。作業に伴う物品の売買、一般廃棄物の運搬に許可申請は必要だが、遺品整理を行ったための許可や届け出の制度はなく、公的資格もない。増田さんは、経験年数をホームページなどで調べるほか、複数の業者の見積もりを比較するよう勧めている。

「人が死ぬのは自然なこと。孤立死自体は悪いことではない」。増田さんは言う。「ただ、いかにあけないのは問題だと思っ

によると、費用は現場の状況や広さによって変わり、相場は「二人暮らしなら、十万一三十万円くらい」。

だが、実際の請求額はまちまち。業者間で見積額に倍ほどの開きが出た事例もあった。

トラブルの背景には、行政の法整備が整っていない

昨年八月、チラシで知った廃品回収業者に遺品整理を依頼。「いくら出せるか」との問いに「五十万円くらい」と答えると、五十一万円を請求された。支払い後、親族から「高すぎるのでは」と指摘を受けたという。

取材で同行した増田さん

高額の請求トラブルも 届け出義務なく全国1万社

東京都監察医務院によると、東京二十三区で発見された孤立死は昨年、三百二十三人に上り、十年前の百六十八人からほぼ倍増している。孤立死の増加に伴い、遺品整理を扱う業者は近年、飛躍的に増え、業界団体の「遺品整理士認定協会」(北海道)によると、全国で二万業者を突破

したとみられる。遺品整理をめぐっては、料金などのトラブルも起きており、国民生活センターに相談が寄せられている。関東地方の四十代女性は

付録 32